

企画環境委員会会議記録（第2号）

令和6年12月13日

福島県議会

1 日時

令和6年12月13日（金曜）

午前 10時58分 開議

午後 1時 7分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長 山口 信 雄

副委員長 山 内 長

委員 長 尾 トモ子

委員 今 井 久 敏

委員 高 野 光 二

委員 佐 藤 雅 裕

委員 佐々木 彰

委員 大 橋 沙 織

委員 山 田 真太郎

5 欠席委員

委員 大 場 秀 樹

6 議事の経過概要

（午前 10時58分 開議）

山口信雄委員長

開議に先立ち、大場秀樹委員より欠席する旨の届出があったので報告する。

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開く。

これより生活環境部の審査に入る。

直ちに、議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外3件を一括議題とする。

直ちに、生活環境部長の説明を求める。

生活環境部長

(別紙「12月県議会定例会企画環境委員会生活環境部長説明要旨」により説明)

山口信雄委員長

続いて、生活環境総務課長の説明を求める。

生活環境総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、旅券室長の説明を求める。

旅券室長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、自然保護課長の説明を求める。

自然保護課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

大橋沙織委員

生4ページの再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業について、補助金の一部を国に返還するための補正とのことであるが、詳細を説明願う。

環境共生課長

平成25年度に防災拠点支援事業として川俣町が町立福田小学校に太陽光発電設備、蓄電池、照明設備を導入したが、その後、小学校が閉校し、令和6年7月に民間事業者の有償で貸し付ける状況となった。これが財産処分に当たるとして補助金の交付要綱などに抵触し、防災拠点の機能がなくなったことから補助金の返還が必要になった。資料に記載の約1,200万円には川俣町からの収入も含み、そのまま同額を国に返還する。

大橋沙織委員

学校の閉校に伴い民間に活用されるため補助金を返還するとのことであるが、国への返還額は約1,200万円で全額か。

環境共生課長

全額である。

大橋沙織委員

当該事業の内容について、補助対象や補助率などの概要を説明願う。

環境共生課長

当該事業は、再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入するため、国において平成23年から令和2年度まで実施した事業である。市町村や一部事務組合が庁舎や避難施設などの防災拠点に再生可能エネルギー等を導入する際に支援するものであり、補助率は10分の10、対象は設計費、本工事費、附帯工事費などであった。

大橋沙織委員

非常によい事業であると思うが、県としては当該事業の復活を求めているのか。

環境共生課長

当課としては承知していない。

今井久敏委員

生6ページの鳥獣被害対策強化事業について、今般、各地で様々な被害が発生しているツキノワグマ対策の人材育成の詳細を説明願う。

自然保護課長

県ではツキノワグマの出没防止対策を総合的に実施しているが、委員指摘のとおり、近年、人里への出没が非常に増加している。熊の専門家などにより構成される福島県野生鳥獣保護管理検討会において、生息密度が高いエリアを調査しながら捕獲等の対策強化を検討すべきとの提言があった。それを踏まえ、年度内から対策強化に必要な人材育成、技術向上に取り組む必要があると考え、補正予算を計上した。具体的には、本年度実施しているアーバンベアのGPS調査の分析等を踏まえた熊の生態の変化、先進地における捕獲の事例、効果的なゾーニング管理の手法などについて、県北地区と会津地区の市町村や狩猟者を対象に研修会を実施予定である。

今井久敏委員

何名程度を育成するといった具体的な目標はあるのか。

自然保護課長

詳細は今後決めていくが、現時点では、県北地区と会津地区で各30名程度を対象に研修を実施したいと考えている。

長尾トモ子委員

生2ページの環境施策推進拠点機能整備費の研究開発事業について、今後、F-R E I（福島国際研究教育機構）との関係もあり研究成果を上げなければならない中、なぜ減額するのか。

生活環境総務課長

環境創造センターの研究開発事業の減額については、例年2月定例会で年間所要見込みによる減額補正を行っていたが、今回は基金の残額確保のため早めて実施した。研究開発事業における様々な委託事業の請差などがやむを得ず発生するため減額補正するものであり、研究内容の大幅な縮減ではない。

長尾トモ子委員

同じく環境施策推進拠点機能整備費の環境創造センター附属施設管理運営事業について、猪苗代水環境センターでは、胴付長靴を履いて水草を回収する作業者の増加により胴付長靴の不足や劣化が考えられ、予算の減額によりそれらの補充ができないことを心配するが、どのように考えているか。

生活環境総務課長

環境創造センター附属施設管理運営事業は、野生生物共生センターと猪苗代水環境センターの2施設が対象であり、今回の減額理由は、採水を行う調査事業において、代替のもので対応できたことにより委託事業費が少し減ったためである。様々な需用費については所要額を確認した上で調整しており、ボランティアが使用する物品等に係る減額はない。

長尾トモ子委員

ボランティアが増加していることから、次年度分もしっかりと精査して対応するよう要望する。

山口信雄委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山口信雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

大橋沙織委員

除去土壌等の県外最終処分について、法律に明記のとおり県外できちんと最終処分すべきとの県の姿勢が変わらないことを改めて確認する。

中間貯蔵・除染対策課長

除去土壌等の県外最終処分は法律に規定された国の責務であり、それをしっかりと求めていく姿勢は変わっていない。

大橋沙織委員

一般質問においても除去土壌の再生利用に関する質問があったが、I A E A（国際原子力機関）は8,000 Bq/kg以下の土壌を再生利用する方法を県内外で模索中かと思う。数年前、二本松市や南相馬市で再生利用の実証事業を実施しようとしたが、いずれも住民の反対により実施できなかった。道路の下に敷く土として8,000 Bq/kg以下の除去土壌の使用も検討されており、県内でそのように使用されれば道路の下に除去土壌がとどまり続けるため、ある意味で最終処分と言えると思うが、除去土壌の再生利用に係る県の考えを聞く。

中間貯蔵・除染対策課長

除去土壌の再生利用については、環境省を中心に有識者会議などで検討中であり、今年度内に再生利用の基準等が示されると聞いている。いずれにしても様々な議論が行われており、国民の理解醸成を進めていく必要があるため、県としては、引き続き国の対応を注視していく。

大橋沙織委員

様々な議論や考え方があるが、先ほど例示した二本松市と南相馬市の事例は、現在よりも理解度が低く抵抗が大きかった背景があると思う。県外でも埼玉県所沢市において実証事業が反対された事例もあり、住民の意向をしっかりと酌むことが大事だと思うため、再生利用を進める際は地域の意向を尊重するよう要望する。

高野光二委員

ただいまの質問に関連して聞くが、先ほどの中間貯蔵・除染対策課長の答弁やこ

れまでの知事の答弁では、国が責任を持って中間貯蔵施設にある除去土壌等を県外最終処分するよう求めるとの内容の一辺倒である。大橋委員指摘のとおり、IAEAは、県内で再生利用を進めれば県外に搬出する除去土壌等が少なくなるとの考えかと思う。原子力災害対策特別措置法は、原子力緊急事態宣言の発出に伴い制定された背景があるが、例えば、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が感染症の終息により解除された一方、原子力緊急事態宣言を解除しないことは、危険な状況が現在も継続していることを意味する。原子力緊急事態宣言と原子力災害対策特別措置法との関係をどのように考えているか。また、法律の規定を根拠に県外で処分することについてどのように認識しているか。

中間貯蔵・除染対策課長

原子力緊急事態宣言と原子力災害対策特別措置法との関係については所管外であるが、JESCO法（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法）には、中間貯蔵施設への搬入開始後30年以内に県外で最終処分することが国の責務として記載されており、それに基づきしっかりと進められるものと認識している。

高野光二委員

実際に県外の自治体が除去土壌を受け入れたとしても、農作物を育てるなど普通に生活する場合の基準は100Bq/kg以下であり、8,000Bq/kgの土壌が100Bq/kg以下になるまで約180年かかることから、国や自治体がある間監視し続けなければならない。そうした背景がある中、東京ドーム10杯分の約1,400万 m^3 もの膨大な土を受け入れる場所はほとんどないため実態に合わない法律であるが、いつも法律を理由とした一辺倒の答弁である。ALPS処理水も含め、汚染土壌がある限り本県の復興はないことをきちんと認識しなければならない。

そもそも原発事故の責任は県にもある。当然、事故を起こした東京電力に一番責任があるが、過去の資料を読むと、本県は津波対策を国に委ねる姿勢であった。東北電力（株）や東海原発においては、電源の確保など津波対策に係る自治体からの意向を受け、きちんと対応している。本県は、今回の問題について、国や東京電力だけの責任ではないことをきちんと認識すべきである。また、除去土壌等の処理方法については、最終的に県外搬出できないのであれば、法律を改正して中間貯蔵施設で処理するしかないと思うが、部長の考えを聞く。

生活環境部長

除去土壌等の県外最終処分は法律に明記された国の責務であり、県としては、中間貯蔵施設の除去土壌等が30年以内に県外で最終処分されるよう、確実な実施に向けて引き続き国に求めていく。また、国においては、最終処分に向けた取組の一つとして再生利用も検討中であることから、その動向も注視していく。

高野光二委員

現状ではそうした答弁もやむを得ないと思うが、法律を見直すべき時期が必ず来るため、本県のあるべき将来像を改めて真剣に考えるべきである。同様の答弁に終始することは理解しつつも、それ以外の方策もあることを述べておく。

次に、ごみの減量化について、公明党の安部泰男議員の一般質問でも取り上げられていたが、私はごみの減量化の事業に携わった経験があり、非常に興味がある分野であることから質問する。本県の1人当たりのごみ排出量は全国でワーストであり、ごみの処分は各自治体の責任であるが、当委員会の調査や海外行政調査においてごみの減量化の現場を視察したところ、ごみの減量化には住民の意識改革と各自治体の施策が必要であると思った。本会議の答弁では自治体の状況に応じて県もサポートするとのことだったが、その具体的内容と、どのような知恵を持って減量化に取り組むのかを聞く。

一般廃棄物課長

今年立ち上げたごみ減量市町村連携推進会議の場において様々な先進事例の情報を共有し、市町村と知恵を出し合いながらごみの減量化を進めていく。

高野光二委員

優良な先進事例としてどのようなものがあるか。

一般廃棄物課長

他県の事例として、ごみの分別回収及びリサイクルに係る取組や、子供の頃からの教育により意識を醸成する京都府の取組などについて情報共有している。

高野光二委員

日本で最も高い80%以上のリサイクル率を誇る徳島県上勝町では、住民の意識改革により高いリサイクル率を達成している。家庭ごみの中で最も多いものは生ごみであり、私の実証実験でも約6割が生ごみであった。生ごみをきちんと分別して堆肥化したり、バイオマス発電に使用したりするなど様々な処分方法があるため、県はそうした情報を適切に把握し、各自治体に積極的に指導するための材料を必ず持

つべきである。そうした意味では、答弁にもう少し深みがほしい。ごみの減量化により削減されるごみ処理経費分を教育や福祉に使うといった全体的な施策を自治体にも指導し、少しでも減量化につながる事業を実施してほしいが、その覚悟を聞く。

一般廃棄物課長

先ほど説明したとおり、市町村との緊密な連携が一番大事であると思うため、先進事例等を市町村と共有しながらごみの減量化に取り組んでいく。

高野光二委員

ワーストからの脱却に向けて、県を挙げて取り組むよう願う。

次に、安田成一議員の一般質問における多文化共生社会の推進に係る質問に関連して聞くが、私が昨日宿泊したホテルにも多くの外国人研修生が宿泊しており、観光客だけでなく日本で生活している外国人が数多くいる。食事など様々な問題があると思うが、多文化共生社会の考え方を聞く。

国際課長

昨年末における県内の外国人数はこれまでで最も多く、初めて県民に占める割合が1%を超えた。労働者や留学生など様々だが、地域の中で理解され、地域社会の一員として認め合い、互いに尊重される環境づくりが非常に重要であると認識している。

高野光二委員

そうした前提の中で、外国人による窃盗事件が多発している。来年1月1日から施行される福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例では、持ち込まれるスクラップの記録に係る規定がない。スクラップヤードに盗品が持ち込まれ、持ち込まれる側も恐らく盗品と分かっているが買い取り、警察沙汰になる事例もあり、持ち込まれるスクラップの記録に係る規定がないことは犯罪を助長してしまう。記録義務があれば業者も厳しくチェックし、警察も捜査を進めやすいと思うが、今回の条例の中で……

山口信雄委員長

高野委員に述べる。条例について聞くのであれば、もう少し内容を絞って質問願う。

高野光二委員

当該条例において盗品の取締りに関する意識が欠けていると思うが、どうか。

産業廃棄物課長

前定例会で議決された福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例の趣旨は、再生資源物を屋外で適正に保管させることであり、外国人についての言及もあったが、国籍にかかわらず保管基準の遵守義務がある。当該条例の目的は生活環境の保全であり、盗品の取締り等については規定していないが、そうした事態が明確になれば関係機関と必要な連携が図れるよう規定を設けている。

山口信雄委員長

一般的事項に対する質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後 1 時とする。

(午後 0 時 休憩)

(午後 0 時 5 8 分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

高野光二委員

午前に質問した多文化共生社会の推進及び福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例に関連して聞く。自動車販売店を経営するインド人の私の友人がアルミホイールを盗まれ警察に被害届を提出したにもかかわらず、外国人であるために事情聴取がスムーズに進まず、5日連続で盗まれた事案があった。その友人が県議会議員である私に相談すると言った途端に警察は捜査を始め、結果として、近所の中国人が経営するスクラップヤード業者が盗品と知りながら買い取っていたようである。警察は被害届提出者の国籍にかかわらず、住民が安心して生活できるようすぐに捜査するのが当然ではないか。スクラップヤード業者は古物商許可が必要であり売買記録を残す義務がある一方、金属くずのみを扱う場合には許可が不要であるが、窃盗事件の未然防止や被害者の損害賠償のため、売買記録の作成が非常に大事であると思う。したがって、福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関す

る条例の施行前に規定を再度点検し、不足があれば追加すべきと思うが、どうか。

産業廃棄物課長

当該条例において記録作成の規定を設け、許可を受けたスクラップヤード設置者に対し、搬入元及び搬出先の場所や相手方、量などの記録と5年間の保存を義務づけており、立入検査の際に確認することになる。なお、盗品に関する情報が寄せられた場合、当該条例ではその確認にとどめざるを得ないため、警察が所管する古物営業法において取り締まっていくかと思うが、当該条例において関係機関との連携について規定していることから、緊密に連携して対応していく。

高野光二委員

先日、私の地元でスクラップヤードの塀の高さに関する苦情が入るなど、頻繁に指導が必要な実態があることから、様々な問題があれば随時改善を願う。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、生活環境部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

12月17日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 1時 7分 散会)